# 「旅館業法施行条例」及び「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置 等の基準等に関する条例」の一部改正について

厚生労働省の「旅館業における衛生等管理要領」及び「公衆浴場における衛生等管理要領」の 一部改正を踏まえ、旅館及び公衆浴場におけるレジオネラ症対策のための基準を見直しました。 また、公衆浴場においては、男女の混浴制限年齢を引き下げました。

### <主な改正内容(令和4年10月1日施行)>

### 1 衛生措置の基準

※令和4年10月1日以降、県所管域全ての施設において改正後の衛生措置の基準が適用されます。

項目	改正後	改正前
浴槽水の 残留塩素濃度	1 リットル中 <u>0.4 ミリグラム</u> 以上と すること。	1 リットル中 <u>0.2 ミリグラム</u> 以上とする こと。
集毛器	毎日 <u>清掃及び消毒</u> を行うこと。	毎日 <u>清掃</u> すること。
ろ過器を設けないで浴槽水を循環する配管	ろ過器を設けず、加温設備その他浴槽水を循環し、又は貯留する設備と浴槽を配管で接続し、浴槽水を循環させる場合にあっては、これらの設備及び配管にレジオネラ属菌が繁殖しないように定期的に適切な方法で清掃、洗浄又は消毒を行うこと。	(規定なし)
水位計と浴槽を つなぐ配管	浴槽と水位計をつなぐ配管がある場合にあっては、定期的に適切な消毒方法で生物膜を除去すること。	(規定なし)
気泡発生装置	定期的に清掃及び消毒を行うこと。	(規定なし)
オーバーフロー 水	浴槽からあふれた湯水(オーバーフロー水)又はオーバーフロー回収槽(回収槽)の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、オーバーフロー水を回収する配管(オーバーフロー還水管)及び回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。	オーバーフロー回収槽(回収槽)の水を 浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、回収槽の壁面の 清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収 槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等 で消毒すること。
混浴制限年齢 (公衆浴場のみ)	<u>おおむね7歳以上</u> の男女を混浴させ ないこと。	10歳以上の男女を混浴させないこと。

## 2 構造設備の基準

- ※令和4年10月1日以降に許可申請する施設において、改正後の構造設備の基準が適用されます。ただし、 次の施設は改正前の構造設備の基準が適用されます。
  - (1) 令和4年9月30日までに許可を受けた施設
  - (2) 令和 4 年 9 月 30 日までに許可申請し、令和 4 年 10 月 1 日以降に許可を受ける施設

項目	改正後	改正前
貯湯槽	貯湯槽は、次に掲げる構造とすること。 ア 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の 温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所 において摂氏 60 度(最大使用時にあつ ては摂氏 55 度)以上に保つ能力を有す る加温装置を設置すること。ただし、こ れにより難い場合にあっては、レジオ ネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内 の原湯又は上がり用湯の消毒設備を設 けること。 イ 貯湯槽は、完全に排水できる構造と すること。	貯湯槽内の <u>湯水の温度</u> を、湯の補給口、底部等すべての箇所において摂氏 60 度(最大使用時にあつては摂氏 55 度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難い場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の <u>湯水</u> の消毒設備を設けること。
浴槽の原湯又は原 水の注入口	循環させるための配管等に接続せず、 浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込 む構造とすること。	(規定なし)
ろ過器及び湯水を 浴槽とろ過器との 間で循環させるた めの配管等	完全に排水できる構造とすること。	(規定なし)
オーバーフロー水	オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。	回収槽の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。
気泡発生装置等	連日使用している浴槽水を用いる構造 ではないこと。	空気取入口から土ぼこりが入らな いような構造であること。

項目	改正後	改正前
	点検、清掃及び排水が容易に行えるものであること。 空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。	

### 3 経過措置

次の施設の構造設備の基準については、令和4年10月1日から増築、改築、大規模な修繕等により当該旅館業又は当該公衆浴場の施設の構造が変更される日までの間は、改正前の基準が適用されます。

- (1) 令和 4 年 9 月 30 日までに許可を受けた施設
- (2) 令和4年9月30日までに許可申請し、令和4年10月1日以降に許可を受ける施設

#### 4 その他

- (1) 令和4年9月30日までに許可を受けた施設については、増築、改築、大規模な修繕等により当該旅館業又は当該公衆浴場の施設の構造が変更される日までの間は、改正前の基準が適用されますが、設備の変更や更新などの際には、改正後の構造設備の基準に適合する必要がありますのでご注意ください。
- (2) 令和4年10月1日以降に事業譲渡等により営業者を変更する場合は、改正後の構造設備の基準が適用されますのでご注意ください。

神奈川県ホームページ 2次元コード

★改正後の条例全文等は神奈川県ホームページをご覧ください★

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f762/legionella\_2022kaisei.html



#### 問合せ先

神奈川県平塚保健福祉事務所 生活衛生部 環境衛生課

所在地: 〒254-0051 平塚市豊原町 6-21

電話:0463-32-0130 (代表) FAX:0463-35-4025